

四日市市告示第170号

四日市市求職者資格取得助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市求職者資格取得助成金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市求職者資格取得助成金交付要綱（平成21年四日市市告示第286号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成34年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。	附 則 (施行期日) 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成33年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

第1号様式を次のように改める。

四日市市求職者資格取得助成金交付申請書

四日市市長

申請者

住所 〒 _____

ふりがな

名前 _____ 印

電話番号 (_____) _____

四日市市求職者資格取得助成金交付要綱第5条の規定に基づき、求職者資格取得助成金の支給を受けたいので、下記のように申請します。

記

1 取得を希望する資格・免許名 _____

2 講座実施機関名 _____

3 受講予定期間 _____ 年 月 から _____ 年 月 までの間

4 自己負担経費

受講にかかる費用 _____ 円 ①

(実施機関に問い合わせ、取得に必要となる費用をご記入ください)

国・県等からの助成等予定

なし・ あり (名称) _____

(助成予定金額) _____ 円 ②

自己負担額 ①-② _____ 円

◆添付書類

(1) 申告書

(2) 住所、年齢が証明できるものの写し（運転免許証、健康保険証等）

(3) 雇用保険受給資格者証の写し（表裏両面）又は、ハローワークカードの写し（※）

※ 3ヶ月以上前の日付が記載されたハローワークカードをお持ちの場合は、別添の「ハローワーク就職活動証明願」により証明を受け、その原本を提出ください。

申告書

下記の「利用条件」を満たしている場合は、チェック欄に「レ」を記入してください。

利用条件	チェック
①私は、四日市市内に在住している。	
②私は、ハローワークに求職登録をし、求職活動を行っている。(失業中である。)	
③私は、過去に当該制度を利用して助成金を受給していない。ただし、資格の種類が異なる場合はこの限りでない	
④私は、取得した資格を活かして就職する意思がある。	

また、下記の「確認事項」に該当または同意する場合は、チェック欄に「レ」を記入してください。

確認事項	チェック
①助成の認定を受けた後はただちに資格・免許を取得できる状況である。(現在、体調・金銭面等で受講に支障がない状態である)	
②申請・請求内容に疑義が生じた場合、市は申請書・請求書・添付書類の記載内容につき、関係機関(ハローワーク・講座実施機関等)に申請者の個人情報を照会することがあるが、これに同意する。	
③申請書に虚偽の内容があった場合は、交付決定は無効となることに同意する。	
④助成金の受給後に虚偽の内容が明らかになった場合は、受給した助成金を返還し、加算金を納付する。	

上記の事項に相違ありません。

年 月 日

署名 _____ 印

第2号様式を次のように改める。

住 所 〒.....

.....
.....
ふりがな

名 前

四日市市求職者資格取得助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市求職者資格取得助成金
については、四日市市求職者資格取得助成金交付要綱第5条に基づき、下記の通り
決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

印

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 取得を希望する資格・免許名
- 3 講座実施機関名
- 4 受講予定期間年 月 から年 月の間.....
- 5 条 件
 - (1) 交付決定があった年度内に資格等を取得すること。
 - (2) 資格等取得後1ヶ月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（第6号様式）に取得した「資格証」、「免許証」、「修了証明書」等の写しと、受講にかかる領収書（申請者本人が支払ったものに限る）の写しを添え提出すること。
 - (3) 受講の開始前に就職し、又は就職が内定した場合は、早急に連絡すること。

第4号様式を次のように改める。

住 所 〒.....

.....

.....

ふりがな

名 前

四日市市求職者資格取得助成金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市求職者資格取得助成金については、四日市市求職者資格取得助成金交付要綱第6条に基づき、下記の通り 変更を承認したので通知します。

年 月 日

四日市市長

印

記

1 承認の対象は、年 月 日付けで提出された変更承認申請書の記載内容のとおりとする。

2 条 件

- (1) 交付決定があった年度内に資格等を取得すること。
- (2) 資格等取得後1ヶ月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（第6号様式）に取得した「資格証」、「免許証」、「修了証明書」等の写しと、受講にかかる領収書（申請者本人が支払ったものに限る）の写しを添え提出すること。
- (3) 受講の開始前に就職し、又は就職が内定した場合は、早急に連絡すること。

第7号様式を次のように改める。

四日市市求職者資格取得助成金請求書

四日市市長

住 所 〒.....

.....

ふりがな

名 前印

四日市市求職者資格取得助成金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のように請求
します。

記

1 請求金額 金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号一
に基づく求職者資格取得助成金

2 送 金 先

金融機関名	銀行	支店
	信用金庫	支店
	農 協	支店
(カタカナ) 口座の名義		
口座の種類	当 座	普通預金
口座番号		

注) 申請者本人名義の口座に限る。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(商工農水部商工課)